

防官文（防）第52号
令和2年2月6日
改正 防官文（防）第202号
令和3年6月30日

大臣官房長
陸上幕僚長
海上幕僚長 殿
航空幕僚長
防衛装備庁長官

防衛大臣
(公印省略)

防衛省におけるPFOS処理実行計画について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので、この旨管下の職員に周知せられ、この実施に遺漏のないよう期せられたい。

添付書類：別紙

防衛省におけるP F O S 処理実行計画

令和 2 年 2 月

防 衛 省

第1章 経緯及び概要について

- ペルフルオロ（オクタン—1—スルホン酸）（以下「P F O S」という。）又はその塩は、泡消火薬剤等を製造する際に添加されてきた物質であるが、難分解性、生物蓄積性、毒性及び長距離移動性を有しており、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（P O P s 条約）第4回締約国会議（C O P 4）（平成21年5月）において、製造・使用等に規制を設けることとされた。
- 我が国においては、平成22年4月1日に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定し、製造及び輸入の許可制、使用の制限等の措置を講じている。
- 防衛省においては、使用期限が過ぎたものを逐次交換してきたところであるが、依然として約39万4千リットルのP F O S含有消火薬剤等を保有している。このため、自衛隊の安定的な運用に不可欠な地域の理解を促進し、信頼を確保していくため、防衛省・自衛隊で保有するP F O S含有消火薬剤等の交換及び処分（以下「処理」という。）を迅速に進める必要がある。
- 以上を踏まえ、防衛省・自衛隊が保有するP F O S含有消火薬剤等の処理を早期に完了するため、本計画において必要事項を定める。

第2章 取組方針について

- 以下の取組方針の下、取組を積極的に推進する。

【方針】 防衛省が管理する施設等（格納庫、燃料施設、倉庫、艦船、消防車、消火器等をいう。以下同じ。）において保有している在庫も含めた全てのP F O S含有消火薬剤等について、運用上影響を与えない範囲で可能な限り速やかに、環境に配慮した処理を完了する。また、実施に当たっては、P F O S含有消火薬剤等の処理状況等を把握した上で進捗管理を確実に行うとともに、その状況を適切に報告するものとする。

1. 早期の処理完了に向けた取組

- （1）施設等において保有しているP F O S含有消火薬剤等について、外部の水環境等に配慮しつつ、機能が有効な物も含め迅速に処理する。施設等（運用上の制約からP F O S含有消火薬剤等の処理に時間を要する艦船を除く。）においては、令和3年度末までにP F O S含有消火薬剤等の処理を完了することを目標とする。また、艦船については、定期検査時に処理することを基本とするが、運用上影響のない範囲で前倒しを追求し、令和5年度末までにP F O S含有消火薬剤等の処理を完了することを目標とする。

- (2) なお、取組に関する細部については、必要に応じ、地方協力局長から通知する。

2. 処理状況の管理要領

- 本取組を着実に実施するため、陸上幕僚監部防衛部施設課、海上幕僚監部防衛部施設課及び航空幕僚監部総務部基地対策室（以下「とりまとめ部署」という。）は、P F O S 含有消火薬剤等を保有している施設等の種別ごとに、その保有量及び処分量等を整理・把握した上で、地方協力局環境政策課及び防衛装備庁装備政策部装備制度管理官付補給・管理企画室と緊密に連携をとり、P F O S 含有消火薬剤等の処理の進捗を適切に管理する。

3. 処理状況の報告要領

- (1) とりまとめ部署においては、本計画の取組方針を達成するため、毎年度末のP F O S 含有消火薬剤等の保有及び処理の状況について、付表のP F O S 含有消火薬剤等の保有状況及び処理進捗状況表により、当該年度の翌年度の5月31日までに、地方協力局環境政策課長及び防衛装備庁装備政策部装備制度管理官付補給・管理企画室長宛て報告する。なお、この報告に際し、各幕僚監部内で担当部署が複数に及ぶ場合は、各々が緊密に連携し、情報に漏れがないよう留意するとともに、処理を確実なものとするため、とりまとめ部署が的確なフォローアップを行う。
- (2) 施設等が保有するP F O S 含有消火薬剤等の漏れの無い処理のため、令和2年3月31日までに、施設等の管理者が保有状況に係る再調査を実施し、とりまとめ部署において整理の上、令和2年5月31日までに、その結果を付表のP F O S 含有消火薬剤等の保有状況及び処理進捗状況表により、大臣官房文書課環境対策室長及び防衛装備庁装備政策部装備制度管理官付補給・管理企画室長宛て報告する。
- (3) P F O S 含有消火薬剤等の処理が完了した際は、とりまとめ部署がその旨を速やかに、地方協力局環境政策課長及び防衛装備庁装備政策部装備制度管理官付補給・管理企画室長宛て報告する。

P F O S 含有消火薬剤等の保有状況及び処理進捗状況表（令和○年度分）

○消火設備（格納庫）

管理部隊名	都道府県	設置場所	消火設備					PFOS含有消火薬剤等保有状況（令和●年3月末現在）※1					消火薬剤全数交換及び在庫処分	非PFOS消火薬剤への調達実績（交換、処分）※2					備考
			製品の品名・型式等	製造メーカー	設備取得時期	製品数量	薬剤全体量（ℓ）	新規建替・更新計画の有無	薬剤名	区分	製品数量	薬剤保有量（ℓ）		メーカー別保有割合	薬剤名	区分	製品数量	薬剤交換量（ℓ）	

○消火設備（燃料施設）

管理部隊名	都道府県	設置場所	消火設備					PFOS含有消火薬剤等保有状況（令和●年3月末現在）※1					消火薬剤全数交換及び在庫処分	非PFOS消火薬剤への調達実績（交換、処分）※2					備考
			製品の品名・型式等	製造メーカー	設備取得時期	製品数量	薬剤全体量（ℓ）	新規建替・更新計画の有無	薬剤名	区分	製品数量	薬剤保有量（ℓ）		メーカー別保有割合	薬剤名	区分	製品数量	薬剤交換量（ℓ）	

○消火設備（艦船）

管理部隊名	都道府県	設置場所	消火設備					PFOS含有消火薬剤等保有状況（令和●年3月末現在）※1					消火薬剤全数交換及び在庫処分	非PFOS消火薬剤への調達実績（交換、処分）※2					備考
			製品の品名・型式等	製造メーカー	取得時期	製品数量	薬剤全体量（ℓ）	新規建替・更新計画の有無	薬剤名	区分	製品数量	薬剤保有量（ℓ）		メーカー別保有割合	薬剤名	区分	製品数量	薬剤交換量（ℓ）	

○消火設備（その他）

管理部隊名	都道府県	設置場所	消火設備					PFOS含有消火薬剤等保有状況（令和●年3月末現在）※1					消火薬剤全数交換及び在庫処分	非PFOS消火薬剤への調達実績（交換、処分）※2					備考
			製品の品名・型式等	製造メーカー	設備取得時期	製品数量	薬剤全体量（ℓ）	新規建替・更新計画の有無	薬剤名	区分	製品数量	薬剤保有量（ℓ）		メーカー別保有割合	薬剤名	区分	製品数量	薬剤交換量（ℓ）	

○消火器

管理部隊名	都道府県	設置場所	消火器本体					PFOS含有消火薬剤等保有状況（令和●年3月末現在）※1					消火薬剤全数交換及び在庫処分	非PFOS消火薬剤への調達実績（交換、処分）※2					備考
			製品の品名・型式等	製造メーカー	取得時期	製品数量	薬剤全体量（ℓ）	更新計画の有無	薬剤名	区分	製品数量	薬剤保有量（ℓ）		メーカー別保有割合	薬剤名	区分	製品数量	薬剤交換量（ℓ）	

○消防車

管理部隊名	都道府県	設置場所	消防車本体					PFOS含有消火薬剤等保有状況（令和●年3月末現在）※1					消火薬剤全数交換及び在庫処分	非PFOS消火薬剤への調達実績（交換、処分）※2					備考
			製品の品名・型式等	製造メーカー	取得時期	製品数量	薬剤全体量（ℓ）	車体更新計画の有無	薬剤名	区分	製品数量	薬剤保有量（ℓ）		メーカー別保有割合	薬剤名	区分	製品数量	薬剤交換量（ℓ）	

※ 1：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第 3 項の表 P F O S 又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（平成 2 2 年総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令 1 号。以下「省令」という。）第 1 条第 2 号に規定する泡消火薬剤等のうち、P F O S を含有する泡消火薬剤等の保有状況について記載する。
※ 2：省令第 7 条第 2 項に基づき、現在保管されている帳簿に記載されている泡消火薬剤を対象とした調達実績（調査対象年度分）